



## 徳島県情報公開審査会答申第39号

### 第1 審査会の結論

実施機関が、「平成12年度〇〇〇〇工事 鳴門市〇〇町〇〇（第〇分割）第1回設計変更の施行上申書」に係る部分公開決定において非公開とした情報のうち、設計内訳書の工事区分、工種、種別の項目に関する単価、金額、金額増減の部分を公開すべきである。

その余の部分については、実施機関が部分公開決定を行った時点における判断は妥当であるが、翌年度に設計労務単価、設計資材単価、歩掛の改定が行われた以後においては、公開をすることが妥当である。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書公開請求

平成14年2月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成12年度〇〇〇〇工事 鳴門市〇〇町〇〇（第〇分割）第1回変更により業者とした契約書（設計書含む）」についての公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成14年3月1日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「平成12年度〇〇〇〇工事 鳴門市〇〇町〇〇（第〇分割）」（以下「本件工事」という。）に係る、①第1回設計変更により業者とした変更契約書、②第1回設計変更の施行上申書（以下「本件公文書」という。）と特定した。そして、本件公文書の内容について検討した結果、①の文書に押印された法人の代表者の印影については、条例第8条第2号の「法人に関する情報であって、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報」として、また、②に記載されている工事資材等の項目ごとの単価及び金額、徳島県歩掛に係る数量については、同条第4号の「入札事務に関する情報であって、今後の公正かつ適正な当該事務の実施に支障を及ぼすおそれのある情報」に該当するとの判断により、当該部分を非公開とする部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

平成14年4月5日、異議申立人は、本件処分を不服として行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し異議申立てを行った。

#### 4 諮問

平成14年4月8日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」とい

う。)に対して当該異議申立てにつき諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件公文書のうち、②「第1回設計変更の施行上申書」(以下「本件設計書」という。)に記載された工事資材等の項目ごとの単価及び金額、徳島県歩掛に係る数量(人数、日数等)について、本件処分取消しを行い、公開を求めるというものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 本件工事の設計内容については、労務費や県からの指示により増加した工事の経費等について、当初設計書、変更設計書ともに計上されていない部分があり、契約そのものが無効であると考えている。
- (2) 公開された本件設計書を基に、専門業者に見積を依頼したところ、県の設計額よりも数百万円も高いものとなった。これは、建設業法に定める「不当に低い請負代金の禁止」に違反するのではないかと考えている。  
県と協議をした時に、設計内容については適正に行ったといていたが、それならば、低い請負代金で工事発注をしたのではないかとという疑問を解消するために、設計書の個別の単価や金額等を公開すべきである。
- (3) 私は、鳴門土木事務所の管内の事業者ではなく、同事務所が発注する入札に参加できないのだから、仮に、鳴門土木事務所が設計した内容を公開しても特に支障は生じないと思っている。

### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については、次のとおりである。

#### 1 本件設計書について

本件設計書は、県が発注する土木工事の入札や契約事務、工事の施工に必要な書類であって、国土交通省等と連携を取りながら、市場取引の実態等から算出した統一的な労務単価、材料単価、人数や燃料消費量等の歩掛に基づき、工事に必要な個別項目の単価を積み上げて、本件工事における設計金額の総額を算出したものである。

#### 2 部分公開について

本件設計書のうち、①個別項目の単価及び金額、②工事に関する人、日、時間、燃料消費量等の歩掛に係る数量については、条例第8条第4号に規定されている非公開情報

に該当すると判断し、条例第12条第1項の規定に基づき、当該部分を非公開とする部分公開決定をしたものである。

### 3 工事費の積算に使用する単価、歩掛について

県が行う公共工事の積算に使用する単価、歩掛については、市場の実態を反映した適正なものとするため、定期的に見直しを行ったものを使用している。

#### (1) 設計労務単価

国土交通省、農林水産省、県等で構成されている公共工事労務費調査連絡協議会が公共工事に従事する労働者の賃金実態調査を行い、その結果を踏まえて、原則として年1回改定している。

#### (2) 設計材料単価

使用頻度の高い資材については、県が専門の調査機関に取引実例価格の調査を委託し、その結果に基づき原則として年2回改定をしている。

また、その他の材料は、市場価格が掲載されている刊行物や事業者の見積価格を使用している。

#### (3) 歩掛

県土整備部で実施している公共工事の歩掛については、国土交通省の「土木工事標準歩掛」に基づき定めたものを使用しており、原則として年1回改定をしている。

### 4 公共工事に関する情報の公表制度について

#### (1) 設計労務単価、設計材料単価、歩掛

これらの情報については、適正な競争入札を確保する観点から、請負業者が適正な見積金額を算出できるように、標準的な単価、歩掛を閲覧方式により公表している。

#### (2) 設計金額（設計総額）

公共工事に関する入札の透明性を確保するという観点から、入札参加業者に設計書とあわせて入札執行前に閲覧ができることになっている。

#### (3) 予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準価格

(2)と同様の観点から、入札執行後において落札者、落札金額等とあわせて公表している。

### 5 条例第8条第4号の該当性について

公共工事の請負契約は、個々の単価ではなく、工事全体でいくらという総価契約方式により、請負業者と契約を締結しているものであるが、入札参加事業者が入札にあたり適正な見積ができるよう、個々の単価、金額、歩掛に係る数量を非公開とした設計書、工事図面、仕様書等の閲覧を入札前に実施している。

本件設計書の非公開部分は、入札前に閲覧公表をしている設計書の非公開部分であるが、この部分を公開しなくても、他に提供している工事図面や数量計算書等によって、入札参加業者が適正な見積を行えるものであり、また、請負契約が総価契約方式である

ことから適正な入札事務の実施に支障が生じるものでもない。

また、歩掛については、事業者の手持ち機械の状況や労働者の能力等によって異なってくる部分で、これを公開しないと事業者の見積や工事施工に支障が生じるものではなく、個々の事業者の裁量により、企業努力が生かされる部分である。

一方、本件設計書の単価や歩掛は、請負業者が実際に行う取引価格を拘束するものではなく、これらの情報を公開すると、工事の実施段階や反復継続する同種工事の入札段階等において、実際の取引価格を誘導することは否定できず、民間事業者間の自由な商取引を阻害するおそれがある。

以上のことから、非公開とした本件設計書の個々の単価、金額、歩掛に係る数量については、入札事務に関する情報であって、公開することで今後における公正かつ円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあることから、条例第8条第4号に該当すると判断し、非公開としたものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方について

条例は、県民の知る権利を尊重し、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民参加による公正で開かれた県政の推進に資することを目的に制定されたものである。よって、条例の解釈、運用については、原則公開の立場に立ち、例外として非公開としなければならない事項の該当性について、事案の内容に即し、個別、具体的に判断すべきものとする。

### 2 本件設計書について

徳島県契約事務規則（昭和39年徳島県規則第39号）第18条では、「契約担当者は、その競争入札に附する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した予定価格調書を封書にし、開札の際、これを開札場所におかなければならない。」と規定されており、公共工事の入札執行にあたっては、実施機関の職員が予定価格を定めるために必要な工事の設計書を作成することになっている。

本件設計書は、公共工事の施工の過程で、数量の増減等により設計内容を変更する必要性が生じたときに、実施機関が入札事務にあたって作成した設計書の内容について、その一部を変更するために作成し、組織的に用いるものとして保有している公文書であって、その主な内容は次のとおりである。

#### (1) 元請業者との変更協議文書

徳島県公共工事標準請負契約約款第24条第1項の規定により、請負代金額の変更にあたり、県と請負業者が事前協議を行うための文書であって、①契約保証の取扱い、②工事の個別項目の変更内容の対照表、③変更の理由、④変更請負契約額の計算等に関する内容が記載されている。

(2) 設計内訳書

本件工事の設計に関する総括表であって、①工事区分、工種、種別、細別の名称、②細別（工事資材等）の規格、③項目ごとの単位、数量、単価、金額、④数量及び金額の増減数が記載されている。

(3) 一式当たり内訳書、1次単価表、2次単価表、3次単価表、4次単価表

設計内訳書の内容の詳細であって、資材、労務費、機械稼働日数、燃料消費量等に関する個別項目の名称、規格、条件、単位、数量、単価、金額が記載されている。

(4) 登録単価

資材、処分費などについて、本件工事で使用した県の登録単価の一覧表である。

### 3 本件工事の主な経過について

本件工事の主な経過は、実施機関からの説明によると次のとおりである。

- (1) 平成13年 3月15日 指名競争入札
- (2) 平成13年 3月21日 当初請負契約締結
- (3) 平成13年 3月26日 工事期間の延伸に伴う変更契約締結
- (4) 平成13年 8月17日 工事期間の延伸に伴う変更契約締結
- (5) 平成13年10月 9日 設計内容の変更により請負代金に関する変更契約締結
- (6) 平成13年12月14日 工事竣工検査の実施
- (7) 平成13年12月21日 工事代金の竣工払い

### 4 条例第8条第4号の該当性について

異議申立人は、本号の該当性について特に主張をしていない。

実施機関は、本件設計書の単価等は、請負業者が実際に行う取引価格を拘束するものではなく、これらの情報を公開すると、工事の実施段階や反復継続する同種工事の入札段階等において、実際の取引価格を誘導することは否定できず、民間事業者間の自由な商取引を阻害するおそれがあり、個々の単価、金額、歩掛に係る数量については、入札事務に関する情報であって、公開することで今後における公正かつ円滑な事務事業の執行に支障を及ぼすおそれがあると主張している。

よって、当審査会としては、実施機関が非公開とした本件設計書の個別項目の内容のうち、単価、金額及び歩掛に係る数量について、本号の該当性を判断することとする。

(1) 条例第8条第4号について

本号は、県をはじめとする行政機関が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。また、行政機関が行う事務又は事業は、広範かつ多種多様であり、すべて網羅することはできないので、事務事業の内容、性質に着目した上でグループ分けをし、グループごとの典型的な支障の例示を本号のイからホに列挙したものである。したがって、本号により非公開となる情報は、これらの例示されたものに限定されるものではなく、これ以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にする

ことによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあれば、広く本号の対象となるものである。本号の対象となる事務又は事業には、同種の手続又は事業が反復される場合の将来の手続又は事業も含まれるものであるが、「適正な執行に支障を及ぼすおそれ」の判断について、実施機関に広範な裁量権を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし、客観的に判断することが必要である。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に価する蓋然性が要求されるものである。

(2) 設計内訳書の工事区分、工種、種別に係る単価、金額について

設計内訳書の個別項目うち、基盤整備などの工事区分、施設撤去工などの工種、構造物取壊し工などの種別、それぞれについての単位及び数量を見ると、1式と記載されており、これらの項目は個々の資材費等を積み上げた単価、金額の合計であり、この情報を公開することで、個々の資材や労務費の単価、金額まで公になるというものではない。

よって、実施機関の主張は理由がなく、これらの情報は本号による非公開情報には該当しないものである。

(3) その他の個別項目に関する単価、金額及び歩掛に係る数量について

設計内訳書の細別、一式当たり内訳書、1次から4次の単価表、登録単価の個別項目に関する単価、金額及び歩掛に係る数量については、工事を仕上げるために必要な個々の資材や労務費の単価、金額、機械の稼働日数や燃料消費量等である。

実施機関の説明によると公共工事の設計における個々の単価や歩掛については、県が公表している標準的なものを全て使用しているとは限らず、個別工事の施工条件、現場搬入条件、周辺環境条件等を考慮した上で、これらの単価や歩掛の中から適合するものを使用したり、適合するものがない場合については、見積書を徴することで決定しているということである。また、公共工事の入札は、総価契約方式を採用しており、個々の単価や金額が事業者の取引価格を拘束するものではないことも事実である。

よって、本件設計書の単価や歩掛を公開すれば、工事の実施段階や反復継続する同種工事の入札段階等において、実際の取引価格を誘導し、民間事業者間の自由な商取引に影響を及ぼすことも否定できないところである。

しかしながら、県が定める単価や歩掛は毎年改定されており、その単価や歩掛は、当該年度に発注もしくは設計変更をする工事に限り使用されるものである。

また、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「適正化法」という。）第15条第1項に基づき定められた、「公共工事の入札及び適正化を図るための措置に関する指針」第2の1の（1）のロにおいて、地方公共団体の自主性に配慮しつつも、公共工事の入札及び契約に関し不正行為を防止し、国民に対して適正に行われていることを明らかにするために不可欠なものとして、「予定価格及びその積算内訳」を基本的には公表することと定められている。

このような、県における公共工事の設計事務の現状、適正化法の趣旨、めまぐるしく変化する経済情勢等を総合的に勘案すると、本件事案のように工事が完了した同一

年度に請求があったものについては、他の発注工事への影響が考えられるとしても、翌年度において、市場の実態調査等を基に単価や歩掛が改定された後に発注する工事に関しては、本件設計書を公開したとしても、事業者間の自由な商取引に影響を与えらるゝとは考えられず、今後における公正かつ円滑な入札事務の執行に支障を及ぼすおそれがあるものとは認められない。

よって、本件処分の時点において実施機関が非公開としたことは妥当であるといえるが、翌年度に単価や歩掛の改定が行われた以後においては、入札制度の透明性を確保するためにも、これらの情報を公開することが妥当である。

## 5 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、「県の設計内容に疑問があり、契約そのものが無効である。また、公開された本件設計書を基に、専門業者に見積を依頼したところ、県の設計額よりも数百万円も高いものとなった。これは、建設業法に定める「不当に低い請負代金の禁止」に違反するのではないかと考えている。」と主張しているものであるが、当審査会としては、これらのことに関して実施機関に調査等を求めるような権限を有しておらず、その是非について判断をすることはできないものである。

また、「異議申立人が鳴門土木事務所の管内の事業者ではなく、同事務所が発注する入札に参加できないのだから、仮に、鳴門土木事務所が設計した内容を公開しても特に支障は生じない。」と主張しているが、この条例による公文書公開制度は、請求者の属性を問うことなく、また、請求目的のいかんを問わずに請求を認めるとともに、公開、非公開の判断に際しても、これらの個別事情を考慮することなく判断しなければならないとされている制度である。したがって、異議申立人が鳴門土木事務所の管内の事業者であるか否かにより、公開、非公開の判断が左右されるものではない。

## 6 結 論

当審査会は、前記のとおり、本件公文書を個別、具体的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のように判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成14年 4月 8日	諮 問
5月27日	実施機関から理由説明書を受理
平成14年11月19日 (第14回審査会)	審 議
12月19日 (第15回審査会)	実施機関から口頭理由説明の聴取、 異議申立人から口頭意見陳述の聴取、審議



平成15年 1月30日 (第16回審査会)	審 議
2月13日 (第17回審査会)	実施機関から口頭理由説明の聴取、審議
3月13日 (第18回審査会)	審 議
3月27日 (第19回審査会)	審 議

### (審査会の要望)

県が行う公共工事に関しては、入札制度等に関する公平性や透明性の確保について、県民から強く求められているものである。

よって、実施機関においては、経済情勢等の動向を的確に把握した上で、入札制度等に関する調査研究や制度改善を今後とも実施し、公共工事に関する公平性や透明性はもとより、良質で適正な工事の確保に努めるよう、当審査会として要望するものである。